

第4回 かほく市行政改革推進委員会 会議録（要旨）

日 時	平成26年9月10日（水） 13時30分～15時05分
場 所	かほく市役所 西フロア3階 302会議室
出席委員	櫻井委員、金谷委員、中谷委員、坂野委員、森（和）委員、小山委員、中嶋委員、架谷委員
事務局	総務課【虎谷課長、小村課長補佐、澤野係長、網江主査】
議題等	1. 会長あいさつ 2. 議題 (1)第3次かほく市行政改革実施計画 実施内容調書（案）について (実施項目 No.25～No.34)
会議資料	第3次かほく市行政改革実施計画 実施内容調書（案） 第3次かほく市行政改革実施計画 実施内容調書付属資料 (実施項目 No.25～No.34)

1. 会長あいさつ（櫻井会長）

2. 議題

- (1) 第3次かほく市行政改革実施計画 実施内容調書（案）について（事務局）
(実施項目 No.25～No.34)

※資料に基づき説明

【実施項目No.25 まちづくり計画の推進】

- ・特に意見なし

【実施項目No.26 定住促進事業の推進】

（委員）

- ・市では、定住促進事業として、若者マイホーム取得奨励金をはじめ、新築をされる方を対象に助成をされているが、今後、少子高齢化の進展に伴い、空き家が増加することが予想される。空き家を有効活用していくための支援を検討されているのか。

（事務局）

- ・昨年度、各町会長、区長の皆様のご協力を頂き、市内の空き家について現地調査を行った。老朽化が激しく倒壊等の恐れのある危険度の高い家屋については、所有者などに早急に必要な対策を求める通知を書面で行ったところである。市では、定住促進の一環として空き家の有効活用を図るため、平成24年1月から「空き家バンク」制度を創設しているが、これまで4件が登録された。いずれもすでに当事者同士で契約済みであり、現在、登録件数はゼロ件という状況である。空き家バンク制度の利用は非

常に少なく、その要因として、所有者からの賃貸等の申し出がほとんどないという状況であり、市内では、空き家を第三者に貸すという所有者の意識が、まだまだ低いものと認識している。いずれにしても、まずは、空き家バンクに登録していただく必要があるため、今後、家屋の状態が良好である物件を精査したうえで、所有者などに対し、空き家バンク登録を促進して参りたいと考える。

(委員)

- ・市内に空き家はどのくらいあるのか。

(委員)

- ・市内に約400件の空き家があると議会の一般質問に対し答弁していたかと思う。

(市では、昨年度に町会長、区長の皆様から情報提供のあった407件の空き家について実態調査を行っている。この実態調査は、国土交通省の「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」に基づき、家屋の危険度をAランクからDランクまでの4つのランクに分け、敷地外から外観目視により判定したものである。調査対象の407件のうち、老朽化が激しく倒壊等の恐れのある危険度Dランクが39件、倒壊等の恐れはないが比較的損傷の激しいCランクが163件、当面の危険性はないBランクが142件、外観上、状態が良いAランクが63件という結果であった。)

(事務局)

- ・市内の空き家を所有している方々は、自分の持ち家を第三者の方に積極的に貸すということには、なかなかならない方向であると感じている。そのようなことも含めて今後、空き家対策について検討していかなければならないと考える。
- ・老朽化が激しく倒壊等の恐れがあると判定された空き家については、所有者などに対し早急に必要な対応をしていただくようお願いしているが、空き家を相続している方が県外で生活していたりして、その対応に苦慮しているのが現状である。

(委員)

- ・空き家を撤去しない理由の一つとして、固定資産税などの税制面での措置も関係がある。空き家の所有者から、更地にすると税金の額が上がるのでそのままの状態にしておくと聞いたことがあり、その所有者に対し、空き家を第三者に貸せばどうかと促したが、第三者に貸すにはある程度の改修をしなければならないという意識が高く、改修するには費用が必要であるため、そのままの状態にしておくとのことだった。

【実施項目No.27 地域防災体制の確立】

(委員)

- ・防災士の資格を取得するのに年齢制限はあるのか。

(事務局)

- ・年齢制限は特にはない。各町会区において、防災士数の目安を掲げているが、昨年度末で187名の方が防災士の資格を取得している。今年度も防災士養成研修が7月に実施されており、防災士数が約240名になる予定である。

(委員)

- ・各町会区において防災士数の目安を掲げて、不足している町会区を優先に防災士の資格取得に伴う防災士資格試験を受けてもらっている。

(委員)

- ・私の在住地区では、まだ自主防災組織が発足していないが、市のほうから各町会区に対して自主防災組織の立ち上げについて依頼されているのか。

(委員)

- ・市のほうから自主防災組織を設立されていない町会区に対し、できるだけ早く設立していただくようお願いしている。また、地域住民で防災士の資格を取得されていなくても自主防災組織を設立することができる旨もお伝えしている。

(委員)

- ・私の在住地区では、毎年、市の防災訓練にあわせて、地区の防災訓練を実施しており、一次避難場所である地区の集会所へ集まっている。しかし、地区の集会所は、海側に立地しており、地域内では、海拔の低い場所に位置する。津波がくるかもしれないのに、海拔の高い国道側に住む地域住民も海のほうに向かって避難している状況である。東日本大震災の経験を踏まえ、日頃から実践的な訓練を実施していくことが重要であるとする。避難訓練をしているときにいつも疑問に思っているが、地域住民だけでは、なかなか改善されないのが現状である。

(委員)

- ・各町会区では、一次避難場所（地域住民が自主的に一時的に集合し、災害の様子見る場所であり、町会長、区長等により初期の安否確認を行う場所）として各町会区の申し出により設定している。それから、災害の種類や規模などの状況に応じて避難する一般避難場所、福祉避難場所、拠点避難場所として、市内の小中学校や文化施設、体育施設など、市の公共施設等が指定されている。
- ・委員ご指摘のとおり、地震が発生すれば津波も想定しなければならないので、求めて海拔の低いほうへ避難する必要はないと思われる。各町会区においては、災害の種類や規模に応じて避難する訓練をしていく必要があると考える。
- ・私の在住地区では、地震が発生した場合は、できるだけ高台へ避難する必要があるため、屋外の地域広場に避難するよう呼びかけている。また、地震により屋根瓦などが落下していることも想定されることから、できるだけ広い道路を通るよう、ある程度の避難経路についても取り決めをしながら訓練を実施しているところである。
- ・世帯規模の大きな地区では、一次避難場所を何箇所も設けないと対応できないことから、班や町会単位で集合場所を取り決めて訓練を実施されているとお聞きしている。各町会区において、それぞれの地域の実情に応じて訓練を実施し、その都度見直しを図っていかねばならないと考える。

(委員)

- ・土砂災害が心配される地域もあれば、津波が心配される地域もある。また、河川の氾濫による災害が心配される地域もあって、各地域によって予想される災害が様々である。かほく市の各地域にとってどういう災害が想定されるか、市のほうでいろいろなハザードマップを作成されているので、今後、そういったことも踏まえ、実感のある訓練になるようなことを考えられないか。
- ・ただし、現時点は、防災士の養成も含めた自主防災組織を設立していく段階であるため、一度に防災対策を進めていくことは市も大変であると思うので、自主防災組織確立後の次の段階として、各地域に応じたきめ細やかな計画の作成とその計画に即した

防災訓練を実施していけばどうかと考える。

(委員)

- 市では、毎年、旧町単位持ち回りで防災訓練を実施しており、今年度は七塚地区で実施される。市の防災訓練は、旧町単位で想定される災害を考慮して実施されており、一昨年度、宇ノ気地区では河川の氾濫を想定して訓練が行われている。各町会区では、市の防災訓練にあわせて実施されているところもある。また、市の防災訓練において、市内の住民全てを対象にシェイクアウト訓練も実施される。(シェイクアウト訓練とは、事前に指定された日時に、指定された地域の人々がその時にいる場所で一斉に、地震の揺れから身を守る「安全行動①姿勢を低くしゃがむ②頭・体を守ってかくれる③揺れが収まるまでじっとする」を行う訓練である。)
- 各地域で防災訓練を実施する際は、市からいろいろなアドバイスも受けている。また、市の自主防災組織連絡協議会を通じて、各地域の自主防災組織に対し、訓練事例や地区防災計画の作成について記載されたマニュアル本も配付されおり、それぞれの地域において防災意識が下がらないように創意工夫しながら取り組んでいかなければならないと考える。

(事務局)

- 県や市町では、それぞれ地域防災計画を策定している。坂野委員ご提案について、県では、各地域の自主防災組織の協力を得ながら、その地域の実情に応じた地区防災計画を作成するよう推進していくようである。
- 初動体制において最も力を発揮するのが共助で、各地域における自主防災組織の防災士の皆様などが中心となって取り組んでいただくことが必要不可欠であることから、市の防災訓練においても、できるだけ各町会区や自主防災組織主体で初動体制や安否確認をとってもらおうようお願いしている。
- 先進的な地区をご紹介させていただくと、その地区では、地図上で避難経路や避難施設を確認する、いわゆる「図上訓練」が行われているほか、迅速に安否確認を行うため、各世帯状況を区独自で把握し、その台帳も整備されているとお聞きしている。まだまだ各町会区によって温度差はあるが、災害の種類に応じた実践的な防災訓練が行われるよう市としてもできるだけ支援して参りたい。

【実施項目No.28 地球温暖化防止活動の推進】

- 特に意見なし

【実施項目No.29 事業評価システムの推進】

- 特に意見なし

【実施項目No.30 業務の民間委託化】

(委員)

- 業務の民間委託化について、いたずらにコスト縮減だけを図るために事業全体を民間に委託するのではなく、市として公共的なサービスを提供しているということも考慮したうえで、民間委託の推進を図るべきであると考えている。

(事務局)

- ・業務の民間委託については、様々な視点から検討したうえで今後も推進して参りたい。

【実施項目No.31 保育園の民営化の推進】

(委員)

- ・保育園の民営化を実施した場合、現在働いている保育士の身分の取扱いはどのようになるのか。

(事務局)

- ・保育園の民営化を推進していくにあたり、今後、先進自治体等の事例を参考にしながら検討していく必要があると考えるが、現在、保育士には、正規職員と嘱託職員が勤めており、まずは、市内にある保育園の一部で民営化を導入することが可能かどうかを検討していくこととしており、正規職員については、市直営による保育園へ配置換えをすることになると考える。嘱託職員については、様々な手法があるかと思うが、例えば、公設民営とした場合、運営事業者に対し、嘱託職員の雇用を条件とすることも視野に入れて検討していく必要があると考える。

(委員)

- ・保育園の民営化に伴い、保育園の入所に偏りができたりする可能性もあるため、慎重に進めていく必要があると考える。

(事務局)

- ・民営化を推進していくとしてもどこの保育園に導入すればよいかという課題もあるので、市としては慎重に取り組んでいく必要があると考える。いずれにしても、保護者の皆様の声が最も大切であるので、保護者ニーズ等をしっかりと把握したうえで、最善な保育の提供体制を整えて参りたい。

(委員)

- ・保育園の民営化を実施した場合、保育料の決定や徴収の事務は誰がどのように行うのか。また、保育料収入はどこに帰属するのか。

(事務局)

- ・保育料の決定・徴収の事務については、おそらく市が行うことになると思っているが、保育料収入の帰属も含めて、次回の行政改革推進委員会で提示したい。

(委員)

- ・保育園の民営化について県内の状況はどうか。

(事務局)

- ・保育園における民営化の運営方法には、市から指定を受けた団体が管理運営する指定管理者制度や施設の管理は市が行い保育業務のみを委託する運営委託といった方法による公設民営化タイプと、公立保育園の土地や建物を民間に譲渡または貸与して民間が管理運営を行う民設民営化タイプの2種類が考えられる。また、県内の状況を申し上げると、県内19市町のうち、かほく市と能美市、珠洲市は、公立保育園の全てが直営であるが、そのほかの市町では、保育園の一部、あるいは全てにおいて民間による運営に取り組んでいる状況である。内灘町では、ほとんどの保育園において民間による運営をしている。津幡町では、一部の保育園で民設民営を実施しており、そこで何かトラブルがあるのかということと特にトラブルはないということをお聞きしてい

る。今後、県内の市町で取り組まれている保育園の民営化の手法についても調査するとともに、来年度からスタートする子ども・子育て支援新制度での認定こども園の二
ーズなども含めて総合的に判断して参りたい。

【実施項目No.32 子育て環境に配慮した支援体制の整備】

- ・特に意見なし

3. その他

- ・次回の委員会について

平成 26 年 10 月 8 日（水） 13:30 から開催することとした。

以上